

令和6年度第1回 京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会 会議録

- 1 日 時 令和6年11月25日（月） 午後1時30分～午後3時
- 2 場 所 京都市役所分庁舎4階 第4会議室
- 3 出席委員 石垣委員、岩本委員、表委員、檜原委員、木塚委員、末廣委員、中村委員、中本委員
藤谷委員、古川委員、松下委員、宮崎委員、吉川委員
オブザーバー：吉川校長

4 次 第

- ・新任委員のご紹介
- ・挨拶
(報告)
- ・京都はぐくみ憲章の普及及び実践の推進に関する令和6年度の実施状況
(議題)
- ・令和7年度「京都はぐくみ憲章」実践推進者表彰（案）について
- ・令和6年度「京都はぐくみ憲章」子育て応援交流会（案）について
(研修会)
- ・子どもを取り巻く環境（児童虐待の現状）について

5 会議録

(確認事項)

- ・出席の委員が全委員の過半数を超えるため、会議が成立している。

○新任委員のご紹介

○挨拶

福井 弘 子ども若者はぐくみ局長

【報告】

京都はぐくみ憲章の普及啓発及び実践の推進に関する令和6年度の実施状況について

事務局

「行動指針」の策定、実践推進者表彰の実施、広報啓発作品の公募等、実施済みの取組について説明した後、憲章の日の取組や年間を通じたSNS等での情報発信の取組について説明。また、「京都市子育て応援アンバサダー」に加えて、今年度新たに任命した「子育て応援インフルエンサー」について紹介し、更なる本市の子育て・教育環境の魅力発信に向けた取組について説明。

会長

SNS のフォロー数、閲覧件数が増えているとのことだが、発信の仕方等を工夫されていて親しみやすい。今後の発信も期待している。

【議題】

(1) 令和7年度「京都市はぐくみ憲章」実践推進者表彰（案）について

事務局

表彰の対象について、「子どもを共に育む京都市民憲章実践推進者表彰要綱」において表彰対象となる活動期間の要件が過去1年以内の活動を対象としていることから、この要綱に従い応募日時点から過去1年以内に活動実績がない場合は対象外とすることを説明。

また、本市が実施する他の制度を参考に、以下の3点について、表彰の選考対象外要件として追加することを説明。

- (1) 過去3年間に京都市から行政処分を受けた団体の活動
- (2) 暴力団員等又は暴力団密接関係者である場合
- (3) 京都市競争入札等取扱要項及び京都市競争入札参加停止取扱要項に基づく指名停止措置を受けている場合。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、同要綱に掲げる指名停止要件に該当する行為を行っている者である場合

審査及び選考について、令和7年度から、応募用紙にHPやSNS等の二次元コード添付枠を新設し、積極的なアピールを促すとともに、URLのみで提出された場合でも、事務局でQRコード化し、部会委員の皆様が、事前審査段階で参考情報にアクセスしやすいように仕様を変更することを説明。

また、点数評価により上位5団体を「大賞」候補として絞り込み、その上位5団体について、改めて各部会委員から審査資料に追加して質問したい内容を募ったうえで、事務局において、各団体様に追加で聞き取りを行うなど、審査の判断材料として取りまとめを行い、選考部会資料の充実を図ってまいります。

会長

事務局の負担が増えるのではないかな。

事務局

前回の会議で、大賞選考に関して、団体へのヒアリングや施設訪問等のご要望をいただいた。同ご意見と審査スケジュール等を考慮し、令和7年度は、大賞選考時の参考になる情報として、追加質問の機会を設けるとともに、団体からPR動画をいただくなど、選考いただく際の情報の充実を図ってまいりたい。

(2) 令和6年度「京都市はぐくみ憲章」子育て応援交流会（案）について

事務局

今年度は、河原町御池にある京都信用金庫の交流拠点施設「QUESTION」を会場とし、令和7年2月6日(木)午後15時30分から17時30分までの概ね2時間程度を想定。また、交流会終了後は、QUESTION1階のカフェスペースにおいて、飲食を伴った情報交換会を実施する。参加対象については、「推進協議会委員」、「令和5年度、令和6年度の京都市はぐくみ憲章実践推進者表彰受賞者」、「京都市はぐくみネットワーク行政区実行委員会」常任幹事と幹事団体、「京都市はぐくみネットワーク行政区実行委員会」世話役で、約300名が参加対象。70～100名の参加を見込んでいる。

委員

推進協議会委員はグループワークに入るのか、もしくは見学か。

事務局

ぜひグループワークにも参加いただきたい。

会長

前回、過去の表彰団体が多く参加し、大盛況だった。また、情報交換など参加者が積極的に交流されていて、非常に有意義な取組だった。今回もしっかりと準備をお願いしたい。

【研修会】

研修講師：児童福祉センター 企画調整課長 橋本 真

子どもを取り巻く環境（児童虐待の現状）について、研修会を実施。

- （１） 児童相談所の役割（一時保護までの流れ、その後の対応等）
- （２） 児童虐待に関する最新の傾向と課題
- （３） 児童虐待の無い社会を目指して一人ひとりができること
- （４） 質疑応答と意見交換

<質疑応答>

委員

- ・ 全国認定件数の確定値が出て、令和４年度は減少していたが、京都市の認定件数は変動ないか。
→ 京都市の認定件数に修正はない。全国認定件数減少の要因は、他の自治体で認定件数に上乗せして数字を報告していたところがあったこと。
- ・ 平成２８年頃は、里親や児童福祉施設へ入所している要保護児童の数が全国で約４万５千件だったところ、現在は４万２千件程度にまで減少している。京都市の傾向はいかがか。
→ 京都市では、社会的養育の必要数に大幅な減少傾向はない。
- ・ 面前DVは、全件、心理的虐待になるのか、それとも身体的虐待になるものもあるのか。
→ 通告後の調査によって、主たる虐待がどちらかということ判断する。その結果、当初、心理的虐待で通告のあった件が、身体的虐待に変更になることもある。

委員

- ・ 親子のための相談LINEは誰が対応しているのか。
→ 京都市では市職員、児童相談所の相談係内で対応している。
- ・ 子どもからも相談があるのか。
→ 子どもからの相談も来るが、親から子育ての悩みを相談されることが多い。
- ・ 24時間ホットラインの対応は電話か？
→ 電話で対応している。
- ・ 弁護士会でも子どもの権利擁護110番を開設しているが、親からの相談が多く、子どもからの相談件数が増えない。LINEであれば、子どもも相談しやすくハードルが低いのではと感じた。
→ LINEでハードルは低くなると思う。また、相談窓口は種類が多いとその分相談者をキャッチしやすいと考える。

委員

- ・ 相談の受理件数と認定件数に差があるが、認定されなかったケースは、後追いしているのか。
→ 相談受理後、虐待と判断されなかった場合、虐待案件としての対応は終了するが、継続的な支援が必要な案件であれば支援の観点から対応を続けていく、もしくは、軽度のケースであれば、区役所の子どもはぐくみ室に引き継ぎ対応している。

委員

- ・チャイルドラインなど民間の相談窓口にはいじめ相談もよく入ってくるが、いじめに関して情報を得た場合、どのように対応しているのか。
- 児童虐待の定義は保護者によるものと定義されている。そのため、学校でのいじめなどの相談は学校や教育委員会の指導主事（週1回児童相談所に勤務）に連絡し、引き継いでいる。

副会長

- ・親と子のホットラインなど目的に応じた電話相談には、いろんなものがある。統合するなどして、ワンストップの相談窓口ができるとより分かりやすいのではないか。
- 市議会でも同旨の質問をいただき、教育委員会事務局などとも連携し、ホームページに親と子のホットラインのチラシや二次元コードを掲載したなど、より分かりやすい情報発信に努めることとしている。

6 その他

- ・京都市の長期ビジョン策定に向けた意見募集について
- ・京都市はぐくみプラン＜2025-2029＞（案）に対する市民意見の募集について